

L E D照明器具等特記仕様書

L E D照明器具等（以下「照明器具」という。）は次の各条件を満たす製品であること。
なお、要求事項については、要求内容を満足することを数値、図面等により示すこと。その際、使用言語は日本語とする。

1 適用範囲

本仕様書における照明器具は、L E D専用に設計された器具であり、従来の蛍光灯器具に直管形L E D照明を取り付けたものは適用外とする。

2 構造

- (1) 照明器具は本業務の設置場所における使用環境で耐え得る構造であること。
- (2) 照明器具は電気用品安全法（P S E法）の認定を受けP S Eマーク付きのものとする。

3 仕様及び性能

- (1) 美術館・博物館用のL E Dライン照明設備であること。
- (2) 上部2列の構成とし、それぞれの出力を調整することにより配光パターンを変化させることが出来る構成であること。
- (3) 配光は展示ケース中央部壁面において、アイライン付近を照度の最高点とする配光を実現すること。
- (4) ケース背面の照度の均斉度が床から25cm、天井から45cmの範囲を除いて1：0.7以内であること。範囲は要打合せとする。
- (5) 照度50lx以下への対応が可能であること。
- (6) 色温度については2700K～5000Kの範囲内においてなめらかに調色が可能であること。
- (7) 調光についてはなめらかな調整を可能にするため、0～100%または0～200段階以上での細かな数値の調整が選択可能であること。
- (8) 調光器は相対出力（0～100%又は0～254段階表記）及び、調光色指示値（2700K～5000K）がデジタル表記できること。
- (9) Ra95以上のL E D素子が使用されていること。
- (10) 国内で生産される器具であること。
- (11) 改修対象範囲内の照明器具について、すべて同一のL E Dを用いた機種で施工すること。

＜参考メーカー＞株式会社 キテラス

＜参考品番＞L E Dライン光源 角度調整タイプ K-LWA12-2750

※同等品の場合は、事前に担当課の承認を得ること。

4 その他

照明器具メーカーは、照明器具の製造・販売の実績が10年以上であること。